

**大量破壊兵器の不拡散に関する安保理公開討論における
小田原潔外務大臣政務官ステートメント（仮訳）**

平成 28 年 8 月 23 日

議長,

国連安保理決議第 1540 号の履行状況に係る包括的レビューが進められている中、時宜を得て大量破壊兵器の不拡散に関する本公開討論を開催したマレーシアのイニシアティブを歓迎します。

非国家主体をめぐる不拡散の問題に触れる前に、北朝鮮による本年 1 月の核実験及び 8 月 3 日に日本の排他的経済水域に着水した直近の発射事案を含む一連の弾道ミサイル発射について述べたいと思います。これらのはなはだしい安保理決議違反は国際不拡散体制への明らかな挑戦であり、いかなる理由でも許されません。日本は北朝鮮に対し、更なる挑発行為を控え、安保理決議第 2270 号を含む関連の安保理決議及びその他の約束を忠実かつ完全に遵守することを強く求めるとともに、全国連加盟国に対し、関連の安保理決議の完全な履行・執行のために一層努力することを求めます。こうした努力は極めて重要であり、その意義と影響を軽視することはできません。私たちは、1718 委員会の取組を強く支持し、同委員会及びその専門家パネルが効果的に機能することを確保しなければなりません。

非国家主体をめぐる大量破壊兵器の拡散防止の問題に戻ります。安保理決議第 1540 号は、各国に対し拡散防止及びそのための国内法令及び効果的な措置の整備を義務付けるものであり、それゆえに国際不拡散体制の要石です。

しかし、世界の状況は、安保理決議第 1540 号が 2004 年に採択された当時とは劇的に変化したことも認識すべきです。グローバリゼーションの進展は大量破壊兵器の拡散リスクを大幅に高めており、実際、非国家主体が自身の目的を推進するために大量破壊兵器を使用した事例を目にしています。

議長,

現在進められている包括的レビューは、現在の不拡散体制が直面する課題を特定し、いかに対処するかを議論する絶好の機会です。この点に関して、日本から 2 つの具体的な提案を行いたいと思います。

第一に、輸出管理や国境管理は、拡散活動の防止・摘発のためには不可欠です。レビュー過程においては、輸出管理や国境管理といった国内規制の整備を求める同決議の第 3 パラグラフの履行状況が、非国家主体による拡散活動の禁止を求める第 2 パラグラフの履行状況に大きく後れていると指摘されています。

我が国は、規制品目の明確な定義が安保理決議第 1540 号の義務の履行を促進するための鍵であることを強調したいと思います。そのため、日本は、安保理決議を通じて、国内の規制品目リストの整備を義務付けることが、不拡散体制強化のための良い一歩であると考えます。

第二に、レビュー過程の結果、現状では 1540 委員会が技術支援の要請と提供の申し出を効果的にマッチさせられていないことが指摘されています。主な理由の一つは、支援を要請する国が自らのニーズを必ずしも把握していないからです。

この問題に対応するため、日本は、1540 委員会及びその専門家グループに対し、より積極的に支援要請国との対話を提案・開始するための権限を与えることを提案します。これにより 1540 委員会及びその専門家グループは、支援要請国との直接のやり取りを通じて得た明確な情報をもとに真のニーズを特定し、支援要請国と提供国を仲介する、いわば「コンサルタント」の役割を担うことが可能になります。

議長、

今日の安全保障環境は、私たちに、非国家主体による大量破壊兵器の不正使用の脅威に立ち向かうために効果的な方策をとることを要請しています。改めて、安保理決議第 1540 号を要石とする国際不拡散体制を強化することが、国際的な平和と安全の基盤となることを強調したいと思います。

ありがとうございました。